



いつでもどこでも「広報すぎと」を
閲覧可能！スマホ用アプリ「マチイロ」を



町立図書館 生涯学習センター カルスタすぎと

問合せ 町立図書館 ☎ (33) 4056
生涯学習センター ☎ (31) 2111

みんなで楽しむ「自然観察＆生け雑草」ワークショップ

普段は気に留めない道端に生えている草花でも、一つ摘んで、調べてみればみるほど奥が深く、その姿が癒しを与えてくれたりします。皆さんで雑草を探し、調べ、選んで、生けて、身の回りの自然について関心を高めてみませんか？

日時 4月20日(日) 9時30分～12時 受付9時15分～（雨天中止）

場所 生涯学習センター 創作室1 ほか

対象 自然に興味のある方（親子参加も可）

講師 森 真知子 氏 定員 10名（定員を超えた場合は抽選）

内容 ①雑草を探そう！調べよう！フィールドワーク

②雑草を生けよう！生け雑草ワークショップ

持ち物 剪定用のはさみ、軍手、水分補給用の飲料、
容器（生けてみたい器がある方）、ルーペ（あれば）

申込期間 4月1日(火)～16日(水) 申込方法 町立図書館へ電話または直接来館



◆おはなしかい・・・・・・・・・・ 入場無料

【町立図書館】

町立図書館「おはなしのへや」で、本の読み聞かせ、紙しばい、手あそび等を行います。

◇子どものおはなし会（幼児～小学生対象）

日時 毎週土曜日 14時～14時30分
（第4土曜日は素話を取り入れています）

◇小さい子のおはなし会（乳幼児親子対象）

日時 5月14日(水) 11時30分～12時

【西公民館2階 和室】

本の読み聞かせやブックトーク等を行います。

◇おはなし会（絵本や紙芝居などのおはなし会）

日時 4月26日(土) 10時30分～

◇おはなしのとびら

（小学生のための読み聞かせとブックトークの会）

日時 5月10日(土) 10時30分～

◆0・1・2歳の絵本さがし・・・・ 入退場自由

赤ちゃん絵本をテーマごとに 読み聞かせや展示会を開催します。

【5月のテーマ】「おやこ・どうぶつ絵本」

日時 5月6日(火振休) 10時30分～11時30分

場所 町立図書館 おはなしのへや

対象 子育て中の方・こどもの本に興味のある方
（お子さま同席可）

◆赤ちゃんタイム

館内に軽音楽が流れます。

日時 毎週水曜日 10時～12時



4月の休館日 7日(月)・14日(月)・21日(月)・28日(月)・
30日(水)

◆町民パソコン講座【生涯学習センター パソコン指導室】

◇パソコン入門2

（パソコンの基本操作：マウス操作
や文字入力・タッチタイピング）

難易度★★☆☆☆

日時 5月2日(金)・9日(金)・16日(金)・
23日(金)

13時30分～16時30分

持ち物 USBメモリー、筆記用具

◇スマホ入門

（基本操作、設定、インターネット）
難易度★☆☆☆☆

日時 5月6日(火振休)・14日(水)・
21日(水)・28日(水)

13時30分～16時30分

持ち物 スマートフォン、筆記用具

◇エクセル入門

（あれこれ計算はエクセルに
おまかせ）

難易度★★☆☆☆

日時 5月9日(金)・16日(金)・
23日(金)・30日(金)

9時30分～12時30分

持ち物 USBメモリー、筆記用具

対象 成人

定員 13名（定員を超えた場合は抽選）

費用 1講座（全4回）3,000円

申込期間 4月5日(土)～20日(日) 各日9時～17時

申込方法 町立図書館・生涯学習センターへ電話または
直接窓口へ申込（休館日を除く）

5月は消費者月間です

毎年5月は国が定めた全国一斉の「消費者月間」です。

消費者・事業者・行政が一体となって、消費生活に関する啓発・教育の取組みを集中的に行う期間です。

三遊亭楽大の新緑爆笑落語会 ～賢い消費者になるために～

日時 5月8日(木) 10時30分～12時
（受付10時～）

場所 生涯学習センター 多目的ホール

登壇 三遊亭 楽大 氏

費用 無料

定員 先着200名

申込方法 電話または右記QRコードにて
前日までに申込



消費者月間パネル展

町では、消費生活に関するパネル展を実施します。
日常生活に潜む消費者トラブルの最新事例を知ること
でトラブルを未然に防ぎましょう。また、エコエッ
セイの紹介も行います。

期間 5月8日(木)～5月18日(日)

場所 生涯学習センター オープンギャラリー

共催：杉戸町・埼玉新聞社

協力：杉戸町くらしの会

えせ同和行為を排除しましょう ▶埼玉えせ同和行為対策強化月間

杉戸町を含む埼玉市町では、毎年4月を「埼玉えせ同和行為対策強化月間」と定め、部落差別に対する正しい理解の妨げとなっている「えせ同和行為」の排除を呼びかけています。



「えせ同和行為」とは

部落差別の解消を口実に、個人、企業、行政機関などに対して「図書等物品購入の強要」や「寄附金・賛助金の強要」など、不法・不当な行為や要求をすることです。

このような行為は、要求を受けた人が被害に遭うだけでなく、部落差別に対する誤った認識を植えつけ、新たな偏見や差別意識を生む要因となり、部落差別解消の大きな障害要因となる許されない行為です。

問合せ

人権・男女共同参画推進課 人権担当 内線217
社会教育課 人権担当 内線482

えせ同和行為は断固拒否しましょう

えせ同和行為の要求に応じる必要はありません。その場しのぎの安易な対応は、かえって相手につけ込まれます。終始、き然とした態度で断固拒否し、えせ同和行為を排除しましょう。

部落差別に対する正しい理解を深めましょう

部落差別とは、被差別部落に「住んでいる」あるいは「生まれた」ということを理由とした不合理な偏見により、結婚や就職、日常生活などの面で差別を受け、基本的人権が侵害されるという、日本の歴史の中で生み出され、現在もなお存在する我が国固有の重大な人権問題です。埼玉市町では「部落差別の解消の推進に関する法律」や「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」を踏まえ、部落差別に対する正しい理解が図られるよう、人権教育・啓発活動を推進しています。